エネコム

Energia 中国電力グループ

お知らせ

株式会社 エネコム
〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番10号

2026 年 11 月 16 日

イーサネット通信網サービス＜全国版＞・コンピュータ通信網サービス契約約款 改定のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、2026 年 10 月 1 日より法人向けブランド「エネコム Biz」設定に伴い、旧法人向けブランド名称である「EneWings」について廃止いたしました。この変更に伴い、下記の契約約款に記載するサービス名称および関連する契約約款名称を改定いたします。変更点は次ページに記載をしておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。
なお、本改定の内容は 2026 年 10 月 1 日に遡って適用いたします。

今後もよりよいサービスの提供が行えるよう、精一杯努めてまいります。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

■改定対象約款
・イーサネット通信網サービス＜全国版＞契約約款
・コンピュータ通信網サービス契約約款

■改定内容の適用日
2026 年 10 月 1 日（木）
※本改定の内容は、上記適用日に遡って適用いたします。

■約款の改定日
2026 年 11 月 16 日（月）

■改定箇所新旧対照表（変更点一覧）
次ページ以降をご確認ください。

■ウェブ掲載場所

以下 URL にてご確認いただけます。

https://www.enecom.co.jp/enecombiz/clause/

以 上

イーサネット通信網サービス＜全国版＞契約約款　新旧対照表

※表中の赤文字部が変更・追記箇所

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容
料金表 第１表　料金 ４　付加機能利用料 （２）Ｖ－ＬＡＮモバイル リモートアクセスサービス利用機能に係るもの	備　考 1　当社は、契約者から請求があった場合のみこの機能を提供します。 2　この機能は、EneWings モバイルサービス契約約款の V-LAN モバイル リモートアクセスサービスに限り提供します。 3　この機能に係る最低利用期間は「1 年間」とします。 4　契約者は、最低利用期間内にこの機能に係る契約の解除があった場合は、第 43 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。 5　契約者は、最低利用期間内にこの機能に係るサービスの品目等の変更又は細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 6　200Mb/s から 1Gb/s については、タイプＥ（帯域確保）に限り提供をします。 7　契約者（タイプＥ（帯域確保）に限ります。）は、本機能に係る付加機能利用料の支払いを要しません。	備　考 1　当社は、契約者から請求があった場合のみこの機能を提供します。 2　この機能は、モバイルデータサービス契約約款の V-LAN モバイル リモートアクセスサービスに限り提供します。 3　この機能に係る最低利用期間は「1 年間」とします。 4　契約者は、最低利用期間内にこの機能に係る契約の解除があった場合は、第 43 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。 5　契約者は、最低利用期間内にこの機能に係るサービスの品目等の変更又は細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 6　200Mb/s から 1Gb/s については、タイプＥ（帯域確保）に限り提供をします。 7　契約者（タイプＥ（帯域確保）に限ります。）は、本機能に係る付加機能利用料の支払いを要しません。	契約約款名の変更
付則	－	（実施期日） 1　この改正規定は２０２６年１１月１６日から実施します。ただし、２０２６年１０月１日に遡って適用するものとします。 （サービス名称の変更） 2　当社は、２０２６年１０月１日をもって「EneWings モバイルサ	約款改定のため追加

		ービス契約約款」を「モバイルデータサービス契約約款」に変更します。 3　前項２における変更は、本サービスの提供条件その他契約内容に影響を及ぼすものではなく、変更前に締結された契約における従前の契約約款名称の記載を、変更後の名称に読み替えるものとします。	

コンピュータ通信網サービス契約約款　新旧対照表

※表中の赤文字部が変更・追記箇所

該当箇所	旧契約約款表記	新契約約款表記	内容
第１表　料　金（附帯サービスの料金を除きます） 第１　第Ｉ型契約に係るもの １　適　用	(21)　EneWings クラウドサービスにおけるクラウド接続サービスと接続するものに係る料金の適用 ア　終端の場所を当社が指定するEneWings クラウドにおけるクラウド接続サービスのタイプ２（CCCN コネクト）のうちコース１またはコース２のいずれかと接続（当社が別に定める方式で集約および品目速度で提供するもの）するものは、料金表　第３表　附帯サービスに関する料金についてのみ支払いを要します。 イ　アの場合において、ＩＰアドレスの数は当社が別に定める数を超えて利用することができないものとします。	(21)クラウドサービスにおけるクラウド接続サービスと接続するものに係る料金の適用 ア　終端の場所を当社が指定するクラウドにおけるクラウド接続サービスのタイプ２（CCCN コネクト）のうちコース１またはコース２のいずれかと接続（当社が別に定める方式で集約および品目速度で提供するもの）するものは、料金表　第３表　附帯サービスに関する料金についてのみ支払いを要します。 イ　アの場合において、ＩＰアドレスの数は当社が別に定める数を超えて利用することができないものとします。	サービス名称の変更
付則	－	付　則 （実施期日） １　この改正規定は２０２６年１１月１６日から実施します。ただし、２０２６年１０月１日に遡って適用するものとします。 （サービス名称の変更） ２　当社は、２０２６年１０月１日をもって「EneWings クラウドサービス」を「クラウドサービス」に変更します。 ３　前項２における変更は、本サービスの提供条件その他契約内容に影響を及ぼすものではなく、変更前に締結された契約における従前のサービス名称の記載を、変更後の名称に読み替えるものとします。	約款改定のため追加

from Enecom
未来のはじまりを、エネコムから。